



「共謀罪」法案 いよいよ衆院提出へ！

毎日新聞の報道によれば、政府は21日、組織犯罪を計画段階で処罰可能にする「共謀罪」の成立要件を絞った「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、衆院に提出した。6月18日までの今国会で成立させる方針だが、野党側は同法案を最大の対決法案と位置づけ、成立を阻止する構えだという。

これが「テロ等準備罪」の対象犯罪（277）

- ①テロの実行・・・組織的な殺人、現住建造物等放火、航行中の航空機を墜落させる行為、拳銃等の発射、サリン等の発散、流通食品への毒物の混入
- ②薬物・・・覚醒剤、ヘロイン、コカイン、大麻の輸出入・譲渡など
- ③人身に関する搾取・・・人身売買、集団密航者を不法入国させる行為、強制労働、臓器売買
- ④その他の資金源・・・組織的な詐欺、組織的な恐喝、高金利の契約、通貨偽造、有価証券偽造、犯罪収益等隠匿
- ⑤司法妨害・・・偽証、組織的な犯罪に係わる証拠隠滅、逃走援助

乱用抑止は、果たして本物か？

過去の「共謀罪」は市民にも適用される余地があるとして3度廃案となったが、政府は今回、東京五輪・パラリンピックを前にしたテロ対策であると説明し「過去の共謀罪とは全くの別物」と訴える。野党側は「本質は変わっていない」と強調することで、再び廃案に追い込もうとする戦術のようである。

懸念される「乱用の抑止」は果たして本物なのか？

名称を変えた今回の法案も、組織犯罪が計画段階で幅広く処罰可能となる本質は変わらない。日本の刑法は、犯罪行為に着手した時点で処罰の対象とするのが原則となっている。例外的に殺人の予告や内乱の陰謀など重大な犯罪では未遂以前の行為を罰せられる。だが、その数は70程度に限られている。その意味からも今回の法案は、従来の原則からかけ離れている。法整備は、国際組織犯罪防止条約の締結に欠かせないと政府は主張しているが、果たしてそうだろうか？

毎日の社説では政府側の説明には矛盾が目立つと主張している。その最大のほころびは対象犯罪数だという。4年以上の懲役・禁錮の刑を定める犯罪数は676あり、選別はできないと政府は説明してきた。だが、公明党の意見を入れ、今回の法案では対象犯罪を277に絞り込んだ。これでは過去の説明と整合しない。

法案の再提出に当たり、唐突にテロ対策の看板を掲げたことも理解できない。条約はマフィアによる犯罪収益の洗浄などへの処罰を目的としたものだ。

安倍首相が、東京五輪・パラリンピックのテロ対策を理由に「法整備ができなければ、開催できないと言っても過言ではない」などと発言するに至っては、まさに首相が批判する印象操作ではないか。共謀罪から絞り込んだ要件にも懸念が出ている。組織犯罪集団に市民が入る余地はないのか、といった点などだ。政府は「共謀罪とは別物だ」との説明を繰り返してきたが、明らかに共謀罪の延長線上にある。

本当にテロ抑止か、それとも便乗か？しっかりと見極めようではありませんか。